

平成 29年 7 月 20 日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

【平成29年度】

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称 〇〇スギ活用住宅「匠の家」

グループの名称 〇〇地域型住宅供給協議会

直近採択グループ番号 04-0999-0999

(グループ代表者)

代表者名 〇〇 △△ 代表者印

代表者所属先 株式会社 〇〇工務店

代表者所在地 〇〇県□□市△△町1-2-3

代表者電話番号 0000000000

(グループ事務局)

事務局事業者名 株式会社 ●●一級建築士設計事務所

事務局担当者名 〇〇 〇〇 印

事務局郵便番号 000-0000

事務局所在地 〇〇県□□市□□町5-6-7

事務局電話番号 0125673489

事務局FAX 0125677654

事務局担当者E-mail 0000@00000.jp

1. 地域型住宅の名称(必須)	〇〇スギ活用住宅「匠の家」
2. グループの名称(必須)	〇〇地域型住宅供給協議会
3. 直近採択グループ番号(必須)	04-0999-0999
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	〇〇県△△地域
5. 結成年(必須)	2014 年
6. グループ代表者名(必須)	〇〇 △△
7. グループ代表者の所属先(必須)	株式会社 〇〇工務店
8. グループ代表者所在地(必須)	〇〇県□□市△△町1-2-3
9. グループ代表者電話番号(必須)	0000000000
10. グループ事務局事業者名(必須)	株式会社 ●●一級建築士設計事務所
11. グループ事務局担当者名(必須)	〇〇 〇〇
12. グループ事務局郵便番号(必須)	000-0000
13. グループ事務局所在地(必須)	〇〇県□□市□□町5-6-7
14. グループ事務局電話番号(必須)	0125673489
15. グループ事務局FAX番号(必須)	0125677654
16. グループ事務局担当者E-mail(必須)	0000@00000.jp

「供給対象地域」はここに記載した地域です。

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	19	国有林・道営林は供給事業者の特定が難しい場合があることから原木供給はグループ構成員登録を行っていません。
II. 製材・集成材製造・合板製造	30	国有林・道営林は供給事業者の特定が難しい場合があることから製材等はグループ構成員登録をしません。
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	51	
IV. プレカット	29	
V. 設計	17	
VI. 施工	126	
VII. 木材を扱わない流通	2	
VIII. I～VII以外の業種	4	

グループ情報は、ここに記載した事項が登録されています。

ここに記載された認証制度によって、グループ構成員により供給され、認証制度に基づき証明された木材が地域材です。

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称		国内・国外
			番号	記入欄	
<input checked="" type="checkbox"/> 合法木材証明制度を利用する <input checked="" type="checkbox"/> PEFC認証制度を利用する <input checked="" type="checkbox"/> SGEC認証制度を利用する <input checked="" type="checkbox"/> FSC認証制度を利用する <input checked="" type="checkbox"/> FIPC認証制度を利用する	全国	〇〇県産材	〇〇	1	国内
	全国	△△県産材	△△	1	国内
	国外				
	国外				
	国外				
	国内				

※以下該当の1, 2, 3の番号を番号記入欄に記入してください。
 1. 都道府県の産地認証制度等によるもの
 2. 民間の第三者機関による認証制度(FSC, PEFC, SGEC等)
 3. 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン(平成18年2月)」に基づき合法性が証明されるもの
 4. クリーンウッドに基づき合法であることが確認された木材・木材

県番号	構成員番号	事業者番号	事業者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	省工 不 講習 修了済	省工 不 講習 受講 予定	
VI. 施工-1(長寿命型、高度省エネ型、優良建築物共通)								12	○	○
3	VI - 1	401**	株式会社 ○○工務店	○○ △△	000-000	□□市△△町1-2-3	000000000		○	
2	VI - 2	402**	株式会社 △△工務店	△△ △△	000-000	□□市△△町1-2-4	000000011	○		
1	VI - 3	403**	株式会社 □□住建	□□ □□	000-000	□□市△△町1-2-5	000000001		○	
3	VI - 4	404**	◇◇ホーム 株式会社	◇◇ ◇◇	000-000	□□市△△町1-2-6	000000002		○	
2	VI - 5	405**	株式会社 ○○組	○○ ○○	000-000	□□市△△町1-2-7	000000003	○		
1	VI - 6	406**	有限会社 △△工務所	△△ △△	000-000	□□市△△町1-2-8	000000004		○	
3	VI - 7	407**	有限会社 ◇◇工務店	◇◇ ◇◇	000-000	○○郡○○町2-3-8	000000005	○		
2	VI - 8	408**	有限会社 □□建築工房	□□ □□	000-000	○○郡○○町2-3-9	000000006		○	
1	VI - 9	409**	有限会社 ◎◎工務店	◎◎ ◎◎	000-000	○○市○○町2-2-3	000000007		○	
3	VI - 10	410**	住まい工房○○ 株式会社	○○ ○○	000-000	○□□市○○町2-2-11	000000008	○		
2	VI - 11	50***	有限会社 △△ホーム	△△ △△	000-000	○□□市○○町2-2-12	000000009	○		
1	VI - 12	51***	有限会社 ◎◎工務所	◇◇ ◇◇	000-000	○□□市○○町2-2-13	000000010	○		
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									
	VI -									

交付申請の交付申請書一括提出届【様式1別表】の適用申請書のこの欄の番号を記入してください。追加の事業者は 説明会資料 参考3 を参照してください。

県番号	構成員番号	事業者番号	事業者名	平成28年(1月~12月)の元請実績及び直近3年の年平均元請実績										被災地に該当			
				元請の新築住宅供給戸数		うち木造長期優良住宅の実績		うち木造認定低炭素住宅の実績		うち木造ゼロエネ住宅の実績		優良建築物の着工床面積の実績			長期優良住宅	補助金の活用実績	
VI. 施工-2		H28年実績	直近3年平均	H28年実績	直近3年平均	H28年実績	直近3年平均	H28年実績	直近3年平均	H28年実績	直近3年平均	〇	〇				
3	VI - 1	401**	株式会社 ○○工務店	8	16	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
2	VI - 2	402**	株式会社 △△工務店	16	17	6	6	1	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
1	VI - 3	403**	株式会社 □□住建	9	8	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
3	VI - 4	404**	◇◇ホーム 株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
2	VI - 5	405**	株式会社 ○○組	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
1	VI - 6	406**	有限会社 △△工務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
3	VI - 7	407**	有限会社 ◇◇工務店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
2	VI - 8	408**	有限会社 □□建築工房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
1	VI - 9	409**	有限会社 ◎◎工務店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
3	VI - 10	410**	住まい工房○○ 株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
2	VI - 11	50***	有限会社 △△ホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
1	VI - 12	51***	有限会社 ◎◎工務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 13			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 14			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 15			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 16			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 17			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 18			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 19			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 20			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 21			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 22			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇
	VI - 23			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	〇	〇

長寿命型の申請については「補助金の活用実績」の有無により、申請する実施枠に制限があります。この欄の「〇」印が付された施工事業者は①補助金の活用実績のない施工事業者による実施枠からの申請は出来ませんので、ご注意ください。なお、適用申請書の修正は原則できません。

この欄に数字の記入がある施工事業者が「優良建築物型」に登録のある事業者です。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 〇〇スギ活用住宅「匠の家」	(地域型住宅供給対象地域) 〇〇県△△地域
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) 〇〇地域型住宅供給協議会	(結成年) 2014年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0999-0999	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取組に違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成29年度対応方針】

a	① 地域材利用に関する共通ルール(必須)	・主要構造材(土台、梁、桁、柱)及び二次部材等にグループで指定する地域材を使用する。 ・主要構造材と二次部材等に、グループで指定する地域材を使用することにより地域材を一棟あたりの割合の50%以上使用する。	◎
	② 地域材利用の1棟当たりの割合(必須)	<input type="checkbox"/> 50%未満 <input checked="" type="checkbox"/> 50%以上 <input type="checkbox"/> 80%以上	
	③ 標準的な地域材の使用部位(必須)	土台: <input type="checkbox"/> 使用していない <input checked="" type="checkbox"/> 使用している 主要構造材 柱: <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 使用している 梁・桁等の横架材等: <input type="checkbox"/> 使用していない <input checked="" type="checkbox"/> 使用している 羽柄材 間柱、根太、垂木等: <input type="checkbox"/> 使用していない <input checked="" type="checkbox"/> 使用している 造作材 枠材、廻縁等: <input checked="" type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 使用している 板材 壁板、床板等: <input checked="" type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> 使用している	◎

④ 地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明

交付申請の要件の適合確認書(交付)【様式6】、実績報告の要件の適合確認書(実績)【様式15】の、【グループの共通ルール】欄には、適用申請書のこの「具体的取組内容」欄に記載した事項を記入してください。

【補足説明】
・合法木材の一部において、原木供給者の特定が困難な場合が多々ある。また、海外の原木供給事業者にあつては、必要とされる念書(本社押印)の入手が不可能であることから、グループ構成員への登録を行っていない。

b	①-1 地域材在庫把握の仕組	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容:	
	①-2 地域材価格の共有の仕組	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 内容:	
	② グループ全体における地域材の需給予測	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: ●2016(平成28)年度における本グループの地域材需要予測 ***** ***** ***** *****	○
c	①-1 畳の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容:	
	①-2 和瓦の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容: 今年度の使用予定枚数: 坪	
	①-3 襖の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容: 今年度の使用予定枚数(3×6換算) 枚	
	①-4 障子の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容: 今年度の使用予定枚数(3×6換算) 枚	
	②-1 その他地域の伝統的な素材の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容:	
	②-2 その他地域の伝統的な意匠の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容:	
d	① 地域の伝統的なデザインを継承する取組	<input checked="" type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている → 内容:	
	② 地域の住まい方の継承につながる取組	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: ・引渡し時の施主に対する「重要事項説明」や「維持管理マニュアル」の提示を行う際に、*****について注意喚起する	○
	③ 地域の街並み形成へ寄与する取組	<input type="checkbox"/> 行っていない <input checked="" type="checkbox"/> 行っている → 内容: ・景観に対応するため、道路境界線からの外壁後退距離を1m以上確保する	◎

三世代同居対応住宅の要件について（Q & A より）

HP「よくある質問」より抜粋

1 2. 三世代同居対応住宅について

Q12-1. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、三世代同居対応住宅の補助の対象となりますか。《評価事務局Q & A より》

A12-1. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、共同住宅又は長屋（以下、「共同住宅等」という。）扱いとなり、原則として、本補助金の対象となる三世代同居対応住宅とみなされません。ただし、共同住宅等であってもそのうちの1つの住戸で三世代同居対応住宅の要件を満たす場合は、その住戸は、三世代同居対応住宅の補助の対象となります。

※一戸建ての住宅扱いとなるか共同住宅等の扱いとなるかは、事前に各認定申請先の所管行政庁にお問い合わせ頂き、ご確認ください。

Q12-2. 三世代同居対応住宅はマニュアル第1章の別紙5について、より具体的に説明して下さい。

A12-2. 「三世代同居対応住宅」の要件については、別紙5の要件に加え、以下のような基準に基づいて判断します。

調理室	<p>部屋でなくても良い。</p> <p>コンロ等「設置スペース」は、シンク上面と同程度の高さに固定された平らな面とする。（コンロ等が設置できないスペースでは不可）</p> <p>換気設備は、建築基準法で定める換気量があること。また、IHの場合も換気設備を設置することとし、150 m³/h 程度以上の換気量があること。</p>
浴室	<p>3点ユニット、シャワーユニットでもよい。</p>
便所	<p>ただし、浴室が二つある場合（例えば浴槽を備えた浴室とシャワールーム）でも、脱衣所が同一の場合は、1箇所と判断する。</p>
玄関	<p>玄関ホールがあること。</p> <p>玄関扉の幅（枠寸法）は、原則として、開き戸の場合 800mm 以上、引き違い戸・片引き戸の場合は 1600mm 以上とすること。</p> <p>玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間（又はホール）が同一である場合には、原則として1箇所と判断する。</p> <p>隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可。</p> <p>家族のみが使用する出入口は、勝手口と判断する。</p>

Q12-3. 上記の要件を満たしていれば、加算が受けられますか。

A12-3. 上記に網羅的に言及されていない場合であっても、三世代同居加算は、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅であることが必要であり、住宅全体の間取り等について説明を受けた上で、個別に判断した結果、三世代同居対応住宅と認められないケースも想定されます。判断に迷う場合には、できるだけ早い段階で実施支援室にご相談下さい。

Q12-4. 三世代同居対応住宅として交付申請をしても、要件に合わないと判断された場合には、どのような扱いとなりますか。

A12-4. 通常は加算分（30万円）が減額となります。それに合わせ申請書類の差し替えをお願いすることとなります。また、その場合に当該施工事業者の非三世代住宅の上限戸数を超えてしまう場合は、申請の取り下げとなります。

なお、実績報告時に判明した場合も同様の扱いとなりますので、十分にご注意下さい。
